

## **[事案 30-106] 慰謝料等請求**

・平成 30 年 12 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時に保障対象となる手術の内容について誤った説明をされたことにより損害を被ったなどとして、慰謝料等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

入院中、抜歯手術を受けたため、平成 21 年 2 月に契約した医療保険にもとづき、手術給付金を請求したところ、抜歯手術は手術給付金の支払対象外であるとして、支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術給付金相当額の慰謝料等を支払ってほしい。

- (1) 契約時、乗合代理店の募集人から、本契約のものではない約款の写しと思われる資料を用いて手術給付金の説明を受けた。また、その資料には募集人による書き込みがある。
- (2) 上記の資料によれば、自分の受けた抜歯手術は手術給付金の支払対象である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が募集人から説明を受けたとされる資料は本契約のものではなく、当社の他の商品のものでない。
- (2) 募集人が上記資料を渡した事実はなく、同資料を用いて説明をしたという事実もない。また、同資料への書き込みも募集人によるものではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人に不法行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。